

2025年12月24日

外国証券取引口座を開設されているお客様へ

二浪証券株式会社

国内上場の外国株式等に係る約款改訂について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、株式会社証券保管振替機構（ほふり）における外国株券等保管振替決済制度の改正に伴い、本日付で「外国証券取引口座約款」の一部改訂を行いました。

本改訂は、国内の金融商品取引所に上場されている外国株式等の配当金受領に関する重要な変更を含んでおります。お客様が配当金を受け取らないまま5年が経過しますと、配当金を受け取る権利そのものが消滅し、お支払いできません。2030年10月1日※同日より前の日を支払開始日として指定した配当金等についても、本規定（5年での除斥）が適用されます。

つきましては、下記内容をご確認いただき、これを機に配当金の受け取り漏れを防ぐために配当金の受け取り方法を株式数比例配分方式に変更する等のご検討をお願い申し上げます。

敬具

外国証券取引口座約款の改訂に係る重要なお知らせ

外国証券取引口座約款の改訂(予定)により

2030年10月1日以降、外国株券等に係る配当金等は
支払開始日より5年を経過した時点で受け取れなくなります

◆ 外国証券取引口座約款の改訂内容

- ▶ 国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等※の配当金等(償還金等を含むすべての金銭)の支払手続において、決済会社が配当金等の支払開始日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。

※「外国株券等」とは、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント、外国株預託証券及び外国株式等を指します。

◆ 効力発生日(施行日)

- ▶ 2030年10月1日
- ※ 改訂後約款の効力発生日(施行日)より前の日を支払開始日として指定した配当金等についても適用します。

◆ 外国証券取引口座約款の改訂理由

- ▶ 決済会社である株式会社証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度(以下、「外株制度」といいます。)において、外株制度固有の取扱いの解消及び証券会社等の事務負担軽減による安定的な制度運営を目的として、未受領配当金等(実質株主が受領していない配当金等をいいます。)に除斥期間を設定する旨の改正が行われたことに伴う改訂となります。

新　旧　対　照　表

「外国証券取引口座約款」の一部改正

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 7 条 (配当等の処理)</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>第 8 条 (新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ 第①号イ、第②号及び第③号により売却処分した代金については、前条第(1)項第②号イ並びに同条第(2)項から第(5)項まで及び第(7)項の規定に準じて処理するものとし、同条第(8)項の規定はその支払いについて準用します。</p>	<p>第 7 条 (配当等の処理)</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 8 条 (新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>(同左)</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ 第①号イ、第②号及び第③号により売却処分した代金については、前条第(1)項第②号イ並びに同条第(2)項から第(5)項まで及び第(7)項の規定に準じて処理します。</p>
<p><u>付 則(2025.10.1)</u></p> <p>1 この改正は、2030 年 10 月 1 日より施行する。</p> <p>2 改正後の第7条第(8)項(第8条⑤号において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあっては、同条第①号イ、第②号及び第③号により売却処分した代金)についても適用する。</p>	<p>(新設)</p>